児童相談所長に聞く
児童虐待とは

児童虐待とは何か。虐待を受けた子どもたちはどうなるのか。

児童虐待の内容は多岐にわたります。児童虐待とはどんなものか、その原因や影響、また、児童虐待を起こしそうになった場合どうするべきか、医師でもある児童相談所長に聞きました。

―どういう行為が児童虐待にあたるのでしょうか。

児童虐待というと、体を傷つけるイメージがありますが、子どもの体を不潔なままにする、言葉で心を傷つけるなど、子どもの健やかな成長を阻むあらゆる行為が虐待にあたります（下記虐待の類型参照）。

―児童虐待が起きる原因を教えてください。

家庭環境や親の性格など、多くの要因が絡むため、一概には言えません。ただ、要因の一つとして、地域の人々のつながりが希薄になり、母親の孤立化が進んで、悩みを相談する相手がいなくなっていることがあげられます。その結果、母親は子育てのストレスを一人で抱え、子どもに当たったり、無関心になったりすることがあるのです。

―虐待を受けた子どもはどうなるのでしょうか。

ストレスなどで、体や知的発達が遅れる可能性があります。また、親から無視されたり、人格を否定されるような言葉を浴びせられたりすると「自分は価値がない」と考え、薬物やアルコールへの依存、自傷や自殺につながる可能性が高まります。そんな子どもを立ち直らせるには、その子の存在を認め、安心を与えるなどのケアが必要です。

―もし、児童虐待を起こしそうになった場合はどうすれば。

育児で心や体が疲れた保護者のために、市は相談窓口を設けているほか、市内には子どもを短期間預かる施設もあります。子ども安心ホットライン（4ページ）や、区役所の家庭児童相談室（左記）へご相談ください。

札幌市児童相談所
鎌田（かまだ） 隼輔（しゅんすけ） 所長

精神科医師・医学博士。道内各地の総合病院に勤務後、札幌市役所へ。市の精神保健センターでは自殺予防などに取り組んだ

子育てに悩んだら家庭児童相談室へ

親子、家族関係のほか、子どもの心身の発達、不登校やいじめなど、子どもに関する相談に、幅広く応じています。

［相談方法］面談、電話。面談を希望される方は事前にご連絡を。
［所在地］各区健康・子ども課（保健センター内。ただし厚別・豊平・清田・手稲区は 区役所内）
［問い合わせ］各区役所（1ページ）の健康・子ども課。ただし、東区は ☎711-3211

児童虐待の類型と件数

平成23年度 虐待認定件数
（全437件※）

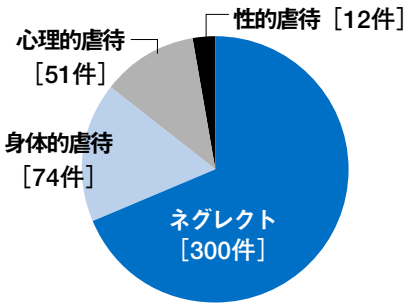

※札幌市児童相談所取り扱い分

ネグレクト

養育を拒否する、子どもに無関心であること。
例えば食事を与えない、不潔なままにする、病気でも病院へ連れて行かないなど。

身体的虐待

体に傷を負わせたり、暴行を加えること。
例えば殴る、蹴る、たばこの火を押し付ける、熱湯をかける、冬に戸外へ放り出すなど。

心理的虐待

暴言や拒絶的対応などで子どもの心を傷つけること。
例えば子どもに「死んでしまえ」、「生まなければよかった」などと言う。

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、またはさせること。
例えば性的ないたずらをする、ポルノビデオを見せるなど。